一　資産管理行為又は取引等の当事者が、取引時確認に係る依頼者又は代表者等になりすましている疑いがあるもの
二　取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある依頼者（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある依頼者を含む。）との間におけるもの
三　犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として規則で定めるものに居住し、又は所在する依頼者との間におけるものその他これらの国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの
（依頼行為を行っている自然人の依頼権限及び本人特定事項の確認）
第四条　弁護士等は、依頼者が法人であるときその他当該弁護士等に対して現に依頼行為を行っている自然人（以下「当該自然人」という。）が依頼者と異なるときは、依頼者の本人特定事項の確認に加え、規則で定める方法により、当該自然人が依頼権限を有することを確認しなければならない。
2　前項に規定する場合において依頼者が実体のない法人その他の団体であるときは、弁護士等は、依頼者の本人特定事項及び当該自然人の依頼権限の確認に加え、規則で定める方法により、当該自然人の本人特定事項を確認しなければならない。
3　前二条の規定にかかわらず、第一項に規定する場合において依頼者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該依頼者の本人特定事項の確認を要しない。
一　国
二　地方公共団体
三　実在することが確実であるものとして規則で定めるもの
4　前二条及び第一項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において依頼者が人格のない社団又は財団であるときは、弁護士等は、依頼者の本人特定事項及び当該自然人の依頼権限の確認を要しない。この場合において、弁護士等は規則で定める方法により当該自然人の本人特定事項を確認しなければならない。
（記録の保存）
第五条　弁護士等は、前三条の規定に基づいて依頼者の本人特定事項を確認したときは、当該確認に関して規則で定める内容を記載した書面を作成し、依頼者から提示を受けた書類の写し又は送付若しくは提出を受けた書類の原本若しくは写しを当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。
2　弁護士等は、資産管理行為等をし、又は取引等の準備若しくは実行をしたとき（前三条の規定により依頼者の本人特定事項を確認しなければならない場合に限る。）は、それらの概要及び規則で定める内容を記載した書面を作成し、当該資産管理行為等又は当該取引等の終了後五年間保存しなければならない。
3　第二条第四項に規定する場合においては、前二項に規定する保存期間は、最終の資産管理行為等又は取引等の終了後から起算する。
（依頼の際の適切な対応）
第六条　弁護士等は、法律事務の依頼を受けようとするときは、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。
2　弁護士等は、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、その依頼を受けてはならない。
（依頼を受けた後の適切な対応）
第七条　弁護士等は、法律事務の依頼を受けた後に、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、依頼者に対し、違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するよう説得に努めなければならない。
2　弁護士等は、依頼者が前項の説得に応じない場合には、辞任しなければならない。
（法律事務以外で金員等を預かる際の適切な対応）
第八条　弁護士等は、法律事務に関連することなく、金員、有価証券その他の資産を預かる場合は、資産を預けようとする者の属性、その者との業務上の関係、預託に係る資産の内容等に照らし、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない。
2　弁護士等は、前項に規定する場合において、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認めるときは、当該資産を預かってはならない。
3　第一項に規定する検討の結果、弁護士等が資産を預かるときは、第二条第三項各号に掲げる方法により当該資産を預けようとする者の本人特定事項を確認し、そのために提示を受けた書類の写し又は送付若しくは提出を受けた書類の原本若しくは写し及び当該資産預託の概要が記載された書面を当該資産の預託終了後五年間保存しなければならない。
4　弁護士等は、第一項に規定する場合において資産を預かった後に、その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、当該資産を預けた者に対し、違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するよう説得に努めなければならない。
（本人特定事項の確認等を的確に行うための措置）
第九条　弁護士等は、本人特定事項の確認並びに確認記録及び取引記録の作成及び保存等の措置を的確に行うため、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。
（規則への委任）
第十条　この規程に定めるもののほか、弁護士等による依頼者の本人特定事項の確認、記録の保存等の措置に必要な事項は、規則で定める。
附　則
1　この規程（以下「新規程」という。）は、平成二十五年三月一日から施行する。
2　新規程の施行前に依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程の定めによりなされた身元確認及び記録の保存は、新規程の相当規定によりなされた本人特定事項の確認及び記録の保存とみなす。

調査室規程（会規第十四号）中一部改正公告

調査室規程（会規第十四号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十四年十二月七日
日本弁護士連合会
調査室規程（会規第十四号）中一部改正
調査室規程（会規第十四号）の一部を次のように改正する。
第五条中「二年」を「、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。
附　則
1　第五条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。
2　第五条の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。

広報室規程（会規第四十一号）中一部改正公告

広報室規程（会規第四十一号）の一部を左の通り改正したので公告する。
平成二十四年十二月七日
日本弁護士連合会
広報室規程（会規第四十一号）中一部改正
広報室規程（会規第四十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項を次のように改める。
4　嘱託の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。
第二条に次の一項を加える。
5　幹事の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
附　則
1　第二条第四項及び第五項（新設）の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。
2　第二条第四項の改正規定の施行の際現に委嘱されている嘱託の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。